NAGAHORI

2022年８月19日

各　　位

東京都台東区上野１丁目１５－３
会 社 名　株式会社ナガホリ
代表者名　代表取締役社長　長堀　慶太
（コード番号 8139 東証スタンダード）
問合せ先　常務取締役管理本部長　吾郷　雅文
（ TEL. 03－3832－8266 ）

（開示事項の経過）当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ

当社は、2022年６月15日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）より、東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受け、2022年６月２日付訴状の送達を受けておりましたが、当社取締役及び監査役８名も、大場氏より、東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件対役員訴訟」といいます。）の提起を受け、2022年７月13日付訴状の送達を受けましたので、お知らせいたします。

本件対役員訴訟は当社取締役及び監査役８名に対して提起されたものであり、当社に対して提起されたものではございませんが、本件対役員訴訟と本件訴訟とは実質的に同一の事案に関して提起されたものであり、本件対役員訴訟は本件訴訟と密接に関連しておりますので、本件対役員訴訟の内容についても、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

大場氏は、当社代表取締役が当社の株主に送付するとともに、2022年６月９日に当社ウェブサイトにて掲載した「第61期定時株主総会招集ご通知」（以下「本件株主総会招集通知」といいます。）においてなされていた事実の摘示並びに本件株主総会招集通知を当社ウェブサイトから削除ないし訂正しなかったことが、大場氏の名誉を毀損するものであると主張し、名誉毀損という重大な違法行為に及び又はそれを阻止しなかったこと等が取締役又は監査役の任務懈怠に該当する等として、当社取締役及び監査役８名に対し、損害賠償を求める訴訟を提起しております。

２．訴訟を提起した者の概要

大場武生氏

３．訴訟の内容及び訴訟物の価額

（１）訴訟の内容

当社取締役及び監査役８名に対し、金３３０万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員の支払いを求めるものです。

（２）訴訟物の価額

３３０万円

４．当社の対応方針等

当社としては、2022 年６月 15 日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社による質問状の送付等に係る開示は、所掲の事項に関して複数の報道等がなされていたことや客観的な事実関係を指摘した上で、当社に対して行われている株式大量買集めが当社の中長期的な価値に対して及ぼし得る影響について株主の皆様が適切な判断を下すために必要な情報を提供するために関係者に関連する事項につき質問を行い、その経過を明らかにするという正当な目的をもって開示したものであることから、大場氏の請求は根拠のないものと考えており、本件訴訟において当社の正当性を主張し、争う所存です。

本件対役員訴訟は実質的に同一の事実に関して提起されたものであり、当社取締役及び監査役としても、本件訴訟と同様に正当性を主張し、争う所存であります。なお、本件対役員訴訟に伴い当社の業績に生じる影響はないか、又はあるとしても軽微にとどまりますが、万一当社の業績に与える事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上